



2022年2月22日

各位

会社名 株式会社鴨川グランドホテル
代表者名 代表取締役社長 鈴木 健史
(JASDAQ・コード9695)
問合せ先 管理部長 向後 昌志
(TEL. 04-7094-5581)

株式併合、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年1月21日付けプレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2022年1月21日付け当社プレスリリース」といいます。)及び2021年12月10日付けプレスリリース「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に係るお知らせ」(以下「2021年12月10日付け当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式の併合、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されました。また、2022年1月21日付け当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、株式の併合及び定款の一部変更について、本日開催の普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会(以下、総称して「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社普通株式は、本日から2022年3月10日まで整理銘柄に指定された後、2022年3月11日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 本臨時株主総会について

1. 第1号議案(株式併合の件)

2022年1月21日付け当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社普通株式について、以下の内容の株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合の割合
当社普通株式 2,980,607株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

8,941,818株

④ 効力発生前における発行済株式総数

8,941,821株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社第2四半期報告書に記載された2021年9月30日現在の発行済普通株式総数(10,453,920株)から、当社が2022年1月21日開催の取締役会において決議した、2022年3月14日付で消却する予定の2022年1月21日現在当社が所有する自己株式数(1,512,099株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

3株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

1,400,008株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社NSSK-V(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社普通株式の数に第二回公開買付価格と同額である290円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式(当社普通株式と当社のA種優先株式を総称したものをいいます。以下同じとします。)の発行可能株式総数は1,400,008株に減少することとなります。これに伴い、株式併合の割合を勘案して当社普通株式の発行可能種類株式総数を変更するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は1,200,003株(うち普通株式3株、A種優先株式1,200,000株)となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款一部変更の内容は、2022年1月21日付け当社プレスリリースをご参照ください。

また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2022年3月15日に効力が発生する予定です。

3. 第3号議案(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件)

① 当社は、中小企業に向けた新型コロナウイルス感染症の制度融資を活用するにあたり、当社の資本金の額を50百万円以下に減少させることが当該融資の条件となっているため、資本金の額

のうち 578,867,850 円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えます。また、資本準備金の額 498,588,000 円を全額減少して（当社が発行している新株予約権が、効力発生日までに全て行使された場合には、当該行使によって増加した資本準備金の額は減少の対象とならないため、減少後の資本準備金の額が 0 円とならないことがあります。）、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えます。なお、当該資本金及び資本準備金の額の減少は 2022 年 2 月 24 日に効力が発生するものとします。

- ② 資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、当該減少によって増加するその他資本剰余金 1,077,455,850 円全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

II. 本種類株主総会について

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

本臨時株主総会の第 1 号議案「株式併合の件」の内容と同一であります。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

本臨時株主総会の第 2 号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

III. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	2022年2月22日（火）
② 整理銘柄指定日	2022年2月22日（火）（予定）
③ 当社株式の売買最終日	2022年3月10日（木）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2022年3月11日（金）（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	2022年3月15日（火）（予定）

以上